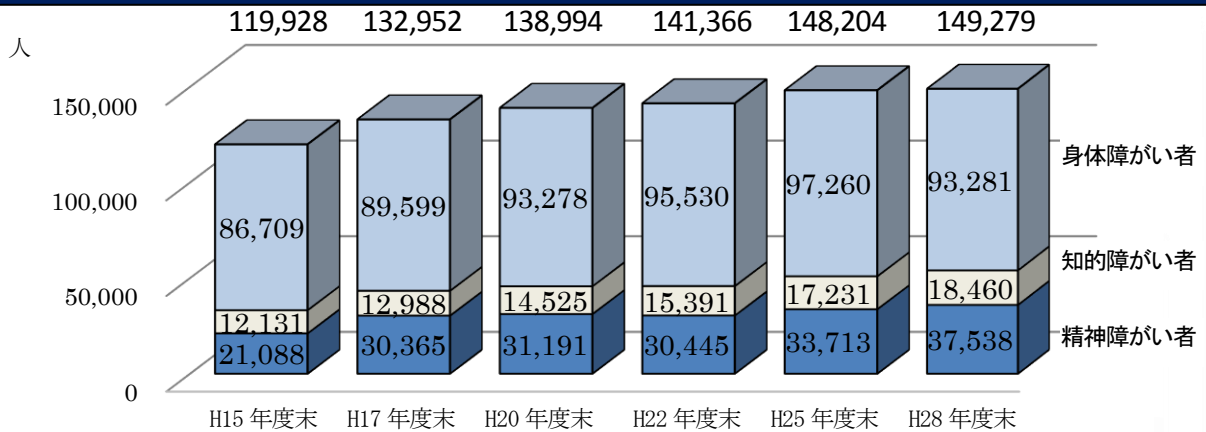


長野県の障がい者スポーツの普及振興について

障がい者支援課

1 本県の障がい者の状況



2 本県の障がい者スポーツの現状と目指す姿

■障がい者スポーツの意義

- ◇スポーツ本来の価値や意義（心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、喜び、楽しみなど）に加え、
- ◇リハビリ効果、外出やコミュニケーション機会の増大、社会の障がい理解の促進 など

本県の現状

- 冬季パラ（1998年）、S O冬季大会（2005年）の2つの世界大会を開催した全国唯一の地域。
- 現 状
 - ・スポーツに親しむ障がい者が減少傾向
 - ・競技力が低下傾向
 - ・県民の応援の輪が広がっていない

国における動き

- スポーツ基本法に、スポーツ振興の観点から初めて障がい者スポーツ分野が位置付け（H23）
- 2020東京オリ・パラの開催決定（H25）
- 競技性の高い分野が文科省へ移管（H26）
- 文科省外局としてスポーツ庁が発足。障がい者スポーツを含むスポーツ施策の総合的推進（H27）

※スポーツ基本法（前文）

スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは全ての人々の権利

今後の施策展開

東京パラムーブメントの活用

- 障がい者スポーツの認知度の向上
 - ・障がい者へのスポーツ意義の発信
 - ・一般スポーツ関係団体等への発信
 - ・社会全体への発信

○関係団体による主体的な取組（障がい者の参加を前提とした活動）

- ・障がい者スポーツ関係団体、福祉団体
- ・一般スポーツ関係団体
- ・行政、教育機関、関係支援団体等
- ・県障がい者スポーツ推進会議
- ・地域の支援者ネットワーク化（地域コーディネーターの設置）

将来のめざす姿

障がいの状態や適性、目的等に応じて、地域の身近な場所で日常的にスポーツに親しんでいる

障がい者

- ・スポーツを通じた豊かで彩のある暮らしの実現

障がいのある者もない者も「同じ地域で暮らす住民」意識浸透

地域社会

- ・障がいの有無に関わらず同じ場所で一緒に楽しむスポーツ機会の拡大

スポーツが先導して拓く「共生社会」

長野県障がい者スポーツ推進会議について

障がい者支援課

1 目的

2020年東京パラリンピックの開催を契機に、本県の障がい者スポーツの普及振興とスポーツを通じた共生社会づくりを更に推進するため、障がい者スポーツや一般スポーツの関係団体及び支援団体等が一堂に会して情報の共有や連携方策等を検討することで、機能や資源の相互活用と各団体の主体的かつ持続的な取組を支援する。

2 検討事項

- (1) 本県の障がい者スポーツの現状と課題の共有
- (2) 各団体の活動、連携事業、課題等の共有と意見交換
- (3) 今後の連携・推進方策の検討 等

3 構成団体等〔計30機関・団体〕(県・県教委を含む)

区分	団体名
学識経験者	・信州大学、松本大学、清泉女学院短大の教授等
障がい者スポーツ関係団体	・県障がい者スポーツ協会 ・県精神障がい者スポーツ推進協議会 ・障がい者競技団体代表(車いすバスケット) ・県障がい者スポーツ指導者協議会 ・SO日本・長野 ・県フロアホッケー連盟 ・パラリンピアン代表
一般スポーツ関係団体	・県体育協会 ・県スポーツ推進委員協議会 ・県レクリエーション協会 ・県スポーツドクター協議会 ・県総合型クラブ連絡協議会
福祉団体	・県社会福祉協議会 ・県知的障がい福祉協会 ・県身体障害者福祉協会 ・せいしれん
市町村	・伊那市(市長会推薦) ・南箕輪村(町村会推薦)
医療関係	・県医師会からの推薦
経済団体	・県経営者協会
関係団体	・身体教育医学研究所
県教委	・小諸養護学校(特別支援学校校長会代表) ・スポーツ課 ・特別支援教育課
健康福祉部	・サンアップル指定管理者 ・障がい者支援課 ・総合リハビリセンター



地域の身近な場所での実践・具現化へ

(参考) 第1回会議以降の主な動き

- ◇ 学識経験者 ⇒ 大学教員ネットワークによる障がい者スポーツ振興事業の実施。
- ◇ スポーツドクター協議会 ⇒ 新たに組織内に「障がい者スポーツ支援委員会」を設置。
- ◇ 総合型スポーツクラブ ⇒ 「障がい者スポーツの導入」を全68クラブの統一取組テーマに決定。
- ◇ レクリエーション協会 ⇒ 県障がい者スポーツ協等と共催で、県内4地区で体験教室を開催。

《開催状況》 第1回会議：平成28年2月10日(水)
第2回会議：平成29年2月13日(月)

障がい者スポーツ地域コーディネーターの設置について

1 目的

東京パラリンピックムーブメントを活用して、障がい者が地域の身近な場所で運動・スポーツに参加できる機会の拡大とスポーツを通じた共生社会づくりを強力に推進するため、地域のスポーツ団体等の相互連携の調整役を担う「地域コーディネーター」を設置する。

2 背景

《スポーツ基本法(H23)の理念等》

前文	・スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは全ての人々の権利
基本理念	・スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。

《スポーツ実施率【全国】》 (過去1年間にスポーツ・レクリエーションを行った日数)

	週1日以上	行っていない	備考
成人一般	40.4 %	22.6 %	H27 内閣府調査
障がい者	19.2 %	60.2 %	H27 スポーツ庁調査

※「週1日以上」は成人一般の半分以下。「行っていない」は成人一般の3倍近い。

《障がい者の参加受入に係る関係者の声》

障がい者・支援者	一般スポーツ団体	社会体育施設
<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツを行う場所がない ・情報が得られない ・仲間や指導者等がない ・卒業後のスポーツ活動につながる地域との結びつきがない 	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいや障がい者スポーツに関する知識経験がない ・過去に実績がなく不安 ・導入方法の相談相手が不在 ・どこに声をかけたらいいか 	<ul style="list-style-type: none"> ・過去に実績がなく不安 ・障がいを理解する職員がいない ・バリアフリーでない ・障がい者スポーツ用具がない

3 地域コーディネーターの業務等

- (1) 設置人員 1名 (県障がい者スポーツ協会所属：県補助金)
- (2) 設置場所 松本市
- (3) 設置期間 4年間 (2020年度まで)
- (4) 業務内容

